

■ J P B A N K カード P i T a P a 特約

第1条 適用会員

- (1) この特約は、ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）及び株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」といいます。なお、当行とスルッとをあわせて、以下「両社」といいます。）に対し、この特約、J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定、P i T a P a会員規約（以下「規定等」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で「J P B A N KカードP i T a P a」（以下「P i T a P aカード」といいます。）の申込みをし、両社が適当と認めた方（以下「特約本会員」といいます。）に対して適用します。
- (2) この特約は、特約本会員がP i T a P aカード利用により生じるすべての責任を負うことを承諾した家族で、P i T a P aカードの申込みをされ、両社が適当と認めた方（以下「特約家族会員」といいます。）に対しても適用します。

第2条 P i T a P aカードの申込み及び発行等

- (1) J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定第1条（会員）第1項の本会員に限り、前条のP i T a P aカードの申込みができるものとします。
- (2) 両社は特約本会員及び特約家族会員（以下あわせて「特約会員」といいます。）にそれぞれP i T a P aカードを発行し、貸与します。
- (3) P i T a P aカードの所有権は両社に帰属します。P i T a P aカード表面に印字された特約会員本人以外は利用できません。また、違法な取引に使用してはなりません。

第3条 サービス等の利用

- (1) 特約会員は、P i T a P aカードにより、P i T a P a会員規約に定めるスルッとが提供するP i T a P a機能及び付帯サービス（以下「サービス等」といいます。）を、同規約又はスルッとが別に定める方法により利用することができるものとします。
- (2) 特約会員は、サービス等について問い合わせる場合は、下記のスルッとが運営する「P i T a P aコールセンター」に連絡するものとします。

第4条 P i T a P a利用代金の立替払いの承諾等

- (1) 特約本会員は、P i T a P a会員規約第32条（立替払いの承諾等）により、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といいます。）が特約本会員に対して取得する立替金債権について、当行が三井住友に対して別途締結した立替払い契約に基づき、P i T a P a利用代金に関する債権の立替払いをすることを承諾するものとします。
- (2) 特約本会員は、前項により、当行に対して、P i T a P aカードのP i T a P a会員規約に基づく利用代金について一切の支払債務を負担するものとします。
- (3) P i T a P a会員規約第32条（立替払いの承諾等）第4項により三井住友に移転した商品の所有権は、第1項により当行に移転し、債務の完済まで当行に留保されます。

第5条 P i T a P aカードの利用に関する請求

P i T a P aカードを使用して生じたP i T a P a会員規約に基づく債務については、当行が一括して請求するものとし、特約本会員はJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定に基づく債務と併せて支払うものとします。

なお、当行に支払うべき当該債務の支払は、毎月末までに立替払いの当行への請求手続が終了したものを、翌々月26日（当日が当行休業日の場合は翌営業日）となります。

第6条 バリユー残高の返金と未払い債権への補填

- (1) 特約本会員がP i T a P aカードを再発行した場合又はP i T a P aカードの有効期限を更新した場合、P i T a P a会員規約の定めにかかわらず、当行はスルッとに代わりP i T a P aカードのバリユー残高をJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定第14条（代金決済口座及び決済日）の通常貯金へ返金するものとします。ただし、当該返金に際して当行より特約本会員に対して請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺し、当該請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、

P i T a P aカードの返却がなされない場合、当行は返金に応じることはできません。

- (2) 特約会員が第14条により会員資格を取り消された場合、当行は、P i T a P aカードのバリュー残額を立替払い金相当額及び未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュー残額が立替払い金相当額及び未決済ご利用額などの合計金額を上回る場合は、当行所定の方法により差額を返金するものとします。
- (3) 特約会員が第13条により退会した場合等、スルッとが適当又は必要と認めた場合は、スルッとに代わり当行が特約本会員に対してP i T a P a会員規約第36条（バリュー残額の返金と未払い債権への補填）第3項のバリュー払戻手数料を当行所定の方法により別途ご請求します。ただし、当該払戻手数料はP i T a P aカードのバリュー残額と相殺できるものとし、バリュー残額が当該払戻手数料を上回る場合は、差額を当行所定の方法により返金します。

第7条 会員保障制度

- (1) 紛失・盗難によりP i T a P aカードが他人に不正利用された場合には、特約会員がP i T a P a会員規約第8条（紛失・盗難）により両社へ通知したときに限り、当行は、当該通知の日前60日間に特約会員が被ったP i T a P aカードの不正利用による損害を補填します。
- (2) 前項にかかわらず、次に掲げる場合については、当行は、補填の責を負いません。
 - ① 特約会員の故意又は重大な過失に起因する損害の場合
 - ② 特約会員の家族、同居人等又は当行が送付したP i T a P aカードを代理受領した者による不正利用に起因する損害の場合
 - ③ 特約会員が次項の書類の提出を怠り又は調査に協力しなかった場合
 - ④ 虚偽の届出の場合
 - ⑤ 暗証番号の入力を伴う取引についての損害の場合
 - ⑥ 戦争、地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害の場合
 - ⑦ 損害の発生が保障期間外の場合
 - ⑧ その他この特約に違反する使用に起因する損害
- (3) 特約本会員は、損害の補填を請求しようとするときは、損害の発生を知った日から30日以内に当行が補填に必要と認める書類を提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

第8条 年会費等

特約本会員は、両社に対して各々の規定等に基づき所定の年会費等を支払う場合、各々所定の方法で支払うものとします。

第9条 P i T a P aカードの有効期限

- (1) P i T a P aカードの有効期限は、両社が指定するものとし、P i T a P aカードに記載した月の末日までとします。
- (2) 有効期限の2か月前までに第13条の退会の申出がなく、かつ、両社が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しいP i T a P aカード並びにこの特約及びP i T a P a会員規約を送付します。有効期限が経過した場合には、特約会員は有効期限を経過したP i T a P aカードを直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に生じた損害については、両社は責任を負いません。

第10条 届出事項の変更

両社に届け出た住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合には、直ちに特約会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、P i T a P aカード及び通帳を添えて、J P B A N Kカードを取り扱うことを当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「取扱本支店等」といいます。）に届け出てください。

ただし、P i T a P aカードの紛失・盗難等、当行が適当と認める場合は、P i T a P aカード又は通帳の提出は必要ありません。

第11条 P i T a P aカードの再発行

特約本会員は、P i T a P aカードの盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして両社が認めた事由により、P i T a P aカードの再発行を受けようとするときは、両社所定の方法により請求してください。両社が適当と認めた場合に限り、P i T a P aカードを再発行します。

この場合、特約本会員は、両社所定の方法により両社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第12条 情報の提供に関する同意

(1) 特約会員及び第2条第1項の申込みをした方（以下「特約会員等」といいます。）は、当行がこの特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、P i T a P a 会員規約第41条（個人情報情報機関への登録・利用）に代えてこの条及びJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定の「個人情報の取扱いに関する同意条項」が適用されることに同意するものとします。

(2) 特約会員等は、両社がP i T a P aカードの発行・管理、与信業務及び債権管理業務を目的として、次の①から⑤までの情報を相互に提供し、利用することに同意します。

① この特約等に基づき届出のあった特約会員等としての情報。

② P i T a P aカードの申込みに対する審査の結果。ただし、両社が適当と認めなかった理由は除きます。

③ P i T a P aカードの会員番号・有効期限及び変更後のP i T a P a会員番号・有効期限。

④ P i T a P a会員番号が無効となった事実。ただし、無効となった理由は除きます。

⑤ 特約会員が会員資格を喪失した事実。ただし、喪失した理由は除きます。

(3) 特約会員は、両社が次の①及び②を目的とし又は当該目的の範囲内において特約会員のP i T a P aカードの利用内容を共有することにあらかじめ同意するものとします。

① 両社が各々の与信業務及び債権管理業務を行うため

② 両社が各々の提供するサービスに関する業務を行うため

(4) 両社は、前2項により共有する情報を厳正に管理し、それぞれ両社所定の規定により取り扱うものとします。特約会員は、当該情報の利用中止の申出をしようとするとき又は当該情報の開示・訂正・削除の請求をしようとするときは、それぞれ両社所定の規定に基づき行うこととします。

また、特約会員は、スルッとがP i T a P a会員規約に基づき、加盟社局等（同規約に定める加盟社局等をいいます。以下同じとします。）及び相互利用先（同規約に定める相互利用先をいいます。）に情報を提供することをあらかじめ同意するものとします。

第13条 退会

(1) 特約本会員は、退会しようとするときは、当行所定の方法により届け出てください。

(2) 特約本会員は、特約家族会員のみが退会する場合も、当行所定の方法により届け出てください。

第14条 資格取消

両社は、特約会員が次の①から⑤までのいずれかに該当した場合には、特約会員の会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、特約会員は当行に対する当該会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

① 両社各々の規定等のいずれかに違反した場合

② 両社のうちいずれかが特約会員によるP i T a P aカードの利用を不相当と認めた場合

③ 両社が有効期限を更新した新しいP i T a P aカードを発行せず、P i T a P aカードの有効期限が経過した場合

④ 特約会員が、P i T a P a会員規約第1条（本会員）の本会員としてスルッとからこの特約に基づくP i T a P aカード以外のP i T a P a会員規約第3条（カードの発行と種類等）のカード（スルッと又は当行が他社と提携して発行するカードを含みます。）を貸与されている場合において、P i T a P aカード及びP i T a P a会員規約第3条（カードの発行と種類等）のカードの一部又は全部について、上記①から③のいずれかに該当したとき

⑤ 特約本会員がJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定第21条（退会）の届出をした場合、又は同第20条（会員資格の取消）により会員資格を取り消された場合

第15条 P i T a P aカードの紛失・盗難

(1) P i T a P aカードの紛失・盗難の場合には、特約会員は、速やかにその旨を両社に通知し、かつ、最寄りの警察署に届け出てください。この場合、両社への通知は、改めて文書で届け出いただく場合があります。

(2) カードの紛失・盗難・詐取・横領等により、カード又は未使用のバリューが他人により不正利用等され損害が生じた場合でも、両社は一切の責任を負わないものとします。

第16条 IC定期券の利用の廃止

特約本会員は、第11条によりP i T a P aカードを取扱本支店等に提出しようとする場合又は第13条により退会しようとする場合において、P i T a P aカードにP i T a P a会員規約第24条（カードの利用）第1項(4)のIC定期券としての利用をしているときは、事前に同第24条（カードの利用）第1項(4)の加盟社局に対して申出を行い、当該IC定期券としての利用を廃止してください。また、第14条により特約会員の会員資格を取り消された場合においても、P i T a P aカードに当該IC定期券としての利用をしているときは、当該加盟社局に対して申出を行い、当該IC定期券としての利用を廃止してください。

第17条 この特約の不同意

両社は、特約会員等がP i T a P aカードの申し込みに際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合又は第12条に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合には、P i T a P aカードの発行をお断りすることがあります。

第18条 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第19条 規定等の適用

P i T a P aカードには、この特約のほか、当行が定める「J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定」及びスルッとが定める「P i T a P a会員規約」が適用されます。ただし、J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定及びP i T a P a会員規約とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用されるものとします。

【個人情報に関するお問い合わせ】

ゆうちょ銀行<本社 個人情報開示担当窓口>

〒100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイス ウエストタワー

※ 手続の詳細については、当行ホームページをご確認ください。

株式会社スルッとKANSAI

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2-1-57 難波サンケイビル11階 電話06-7730-9861

【P i T a P aサービスに関するお問い合わせ】

P i T a P aコールセンター

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15

電話番号 ナビダイヤル : 0570-014-111

※ この電話は大阪へ着信し、通話料はお客様負担となります。

※ 大阪06-6445-3714でも承ります。

以上